

保険媒介業務を行う協会の保険媒介人の届出等に関する規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、保険媒介業務を行う協会（以下「関係協会」という。）の保険媒介人の資格、職務、研修制度等及び金融サービスの提供に関する法律（以下「金サ法」という。）第74の規定に基づく保険媒介人の届出に関する委任事務の内容等を定めることにより、保険媒介人の資質の向上及び保険媒介人届出制度の的確かつ円滑な運営を図り、もって顧客の保護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各項に掲げる用語の定義は、当該各項に定めるところによる。

- (1) 保険媒介人 関係協会の役員又は使用人のうち、保険媒介業務を行う者をいう。
- (2) 保険媒介業務 以下のいずれかの業務をいう。
 - ① 保険契約の締結の勧誘
 - ② 保険契約の締結の勧誘を目的とした保険商品の内容説明
 - ③ その他の保険契約の締結の媒介
- (3) 金融サービス仲介業者 金サ法第11条第6項に定める金融サービス仲介業者をいう。

第2章 保険媒介人の届出義務、資格等

(保険媒介人となろうとする者の研修の受講)

第3条 関係協会は、次条に基づく届出を行って保険媒介業務を行わせようとする者につき、当該届出に先立って、本協会の指定する研修（以下「事前研修」という。）を受講させなければならない。

- 2 本協会は、事前研修を修了した者について、その所属する関係協会に対し事前研修を修了した旨を通知する。
- 3 事前研修の方法については、本協会がこれを定める。

(保険媒介人の届出義務)

第4条 関係協会は、その役員又は使用人に保険媒介業務を行わせる場合は、その者の氏名、生年月日その他本協会所定の事項につき、本協会に届け出なければならない。

(保険媒介人の資格)

第5条 関係協会員は、その役員又は使用人のうち、次の各号に掲げる要件を具備した者でなければ、保険媒介人として届け出ることができない。

- (1) 関係協会員から保険媒介業務に関し、適切な教育・管理・指導を受けて保険媒介業務を行う者であること
- (2) 保険媒介業務を行う使用人については、保険媒介業務を行う関係協会員の事務所に勤務し、かつ、関係協会員の指揮監督・命令のもとで保険媒介業務を行う者であること
- (3) 他の保険媒介業務を行う金融サービス仲介業者、保険募集人、保険仲立人又は保険会社、外国保険会社等若しくは少額短期保険業者において保険契約の締結の代理又は媒介を行う役員又は使用人でないこと
- (4) 金サ法第15条第5号ハ((2)を除く。)及びニ(同号ハ(2)に係る部分を除く。)のいずれにも該当しないこと
- (5) 事前研修を修了した者であること
- (6) 生命保険会社を相手方金融機関とする保険媒介業務を行う場合には、一般社団法人生命保険協会の主催する一般課程試験又は一般社団法人日本仲立人協会の主催する生命保険仲立人試験を、損害保険会社を相手方金融機関とする保険媒介業務を行う場合には、一般社団法人日本損害保険協会の主催する損害保険募集人一般試験(基礎単位及び当該保険媒介人が取り扱う商品に係る商品単位)又は一般社団法人日本仲立人協会の主催する損害保険仲立人試験を、少額短期保険業者を相手方金融機関とする保険媒介業務を行う場合には、一般社団法人日本少額短期保険協会の主催する少額短期保険募集人試験又はその取り扱う保険商品の性質に応じて一般社団法人日本仲立人協会の主催する生命保険仲立人試験若しくは損害保険仲立人試験に合格し、かつ、当該試験に更新の制度が設けられている場合には当該試験への合格に係る有効期間内であること
- (7) 上記各号に定めるもののほか、当該役員又は使用人を保険媒介人とすることが、当該関係協会員に対する金サ法第38条各項に定める監督上の処分の対象事由に該当しないこと

(未届出での保険媒介業務の禁止)

第6条 関係協会員は、その役員又は使用人のうち、第4条に基づき当該協会員が届け出た者以外の者に保険媒介業務を行わせてはならない。

2 関係協会員は、その役員又は使用人であって届出済みの保険媒介人につき、第9条に基づく変更届出が必要となった場合は、当該変更届出が完了するまでは当該保険媒介人に保険媒介業務を行わせてはならない。ただし、次の各号に定める場合はこの限りではない。

(1) 第7条第1項第2号①、②又は⑤に掲げる事項を変更する場合であって、当該変更が発生した時から1ヵ月を経過していない場合

(2) 第7条第1項第2号④に掲げる事項を変更する場合であって、その行う保険媒介業務に係る相手方金融機関として新たに生命保険会社、損害保険会社、少額短期保険業者又は外国保険会社等の種別を追加する場合において、当該保険媒介人が当該追加前の届出に基づいて保険媒介業務を行うことができる範囲で保険媒介業務を行う場合

(3) 第7条第1項第2号④に掲げる事項を変更する場合であって、その取り扱う保険商品の種類を追加する場合において、当該保険媒介人が当該追加前の届出に基づいて保険媒介業務を行うことができる範囲で保険媒介業務を行う場合

第3章 保険媒介人の届出手続等

(保険媒介人の届出)

第7条 関係協会員は、第4条第1項の規定により保険媒介人の届出を行おうとする場合は、次に掲げる事項（以下「届出事項」という。）を記載した本協会所定の届出書を本協会に提出しなければならない。

(1) 届出を行う協会員（以下「届出協会員」という。）の商号、名称又は氏名及び届出協会員が法人であるときはその代表者の氏名及び役職並びに登録番号

(2) 届出に係る保険媒介人についての次に掲げる事項

① 氏名、生年月日

② 役員又は使用人の別

③ 届出事由及び当該事由の発生日

④ その行う保険媒介業務に係る相手方金融機関の生命保険会社、損害保険会社、少額短期保険業者、外国保険会社等の別及びその取り扱う保険商品の種類

⑤ 所属事務所の名称

⑥ その他参考になる事項として本協会が指定する事項

2 届出を行う際には、届出の対象となる保険媒介人に係る履歴書、住民票の抄本又はこれに代わる書面（届出日前3ヵ月以内に作成又は発行されたものに限る。）並びに第3条第2項に定める事前研修の修了通知及び第5条第6号に掲げる試験の合格を証する書面その他の金融サービス仲介業者等に関する内閣府令第12条第3号に規定する「能力を有することを明らかにする書面」を添付しなければならない。

3 関係協会員は、第1項の届出書の提出に代えて、届出事項を本協会所定の電子情報処理組織を用いる方法（以下「電子情報処理組織を用いる方法」という。）により届け出ること
で、第4条第1項の届出を行うことができる。この場合において、関係協会員は、本協会から第2項に規定する書面の原本を提出するよう求められたときは、遅滞なく、当該原本を提出しなければならない。

（届出済通知）

第8条 本協会は、前条に基づく届出を受理した場合は、遅滞なく、書面又は電子情報処理組織を用いる方法により、その旨を届出協会員に通知する。

（届出事項の変更届出等）

第9条 関係協会員は、第4条に基づく届出済みの保険媒介人について、次の各号のいずれかに該当する事実が生じたときは、遅滞なく、書面又は電子情報処理組織を用いる方法により、その旨を本協会所定の様式にて本協会に届け出なければならない。

- （1）第7条第1項第2号①、②、④、⑤又は⑥に掲げる事項に変更があったとき。
- （2）金サ法第15条第5号ハ（（2）を除く。）又はニ（同号ハ（2）に係る部分を除く。）に該当することとなったとき。
- （3）保険媒介業務を行わないこととなったとき又は当該保険媒介人が死亡したとき。

2 関係協会員は、第4条に基づく届出済みの保険媒介人について、第7条第1項第2号④に掲げる事項を変更する場合であって、その行う保険媒介業務に係る相手方金融機関として新たに生命保険会社、損害保険会社、少額短期保険業者又は外国保険会社等の種別を追加する場合には、当該保険媒介人に当該新たな種別に係る保険媒介業務を行わせる前に、当該保険媒介人をして次の要件を充足させなければならない。

- （1）本協会所定の研修を受講し、修了すること。
- （2）本協会所定の試験を受験し、合格すること

3 関係協会員は、第4条に基づく届出済みの保険媒介人について、第7条第1項第2号④に掲げる事項を変更する場合であって、その取り扱う保険商品の種類を追加する場合には、当該保険媒介人に当該新たな種類の保険商品を取り扱わせる前に、当該保険媒介人をして、当該保険商品の種類に係る本協会所定の試験を受験させ、合格させなければならない。

4 前二項に規定する場合、関係協会員は、第1項の届出に際して、当該保険媒介人が前二項の研修を修了し、かつ、試験に合格したことを証する書面その他の金融サービス仲介業者等に関する内閣府令第12条第3号に規定する「能力を有することを明らかにする書面」を添付するものとする。

（届出手数料の納付）

第10条 関係協会員は、第4条の届出を行おうとするときは、本協会所定の届出手数料を本協会に納めなければならない。

2 前項の届出手数料は、原則として、届出を行う際に、金銭により納めるものとする。

(届出後における届出要件の充足)

第11条 関係協会員は、第4条第1項に基づく届出済みの保険媒介人をして保険媒介業務を行わせる場合、当該保険媒介人をして第5条各号(第5号を除く。以下本条において同様とする。)の要件を充足させ続けなければならない。

2 関係協会員は、第4条第1項に基づく届出済みの保険媒介人が第5条各号の要件を充足しないこととなった場合、その旨を本協会所定の方法で本協会に対して直ちに通知しなければならない。

3 関係協会員は、第4条第1項に基づく届出済みの保険媒介人が第5条各号の要件を充足しないこととなった場合、当該要件を充足しないこととなった時以降、当該保険媒介人を第4条第1項の届出を行っていない者とみなして取り扱わなければならない。

4 第4条第1項に基づく届出済みの保険媒介人が第5条各号の要件を充足しないこととなった場合、当該要件を充足しないこととなった時から3ヵ月以内に、当該要件を充足し、かつ、その旨を本協会所定の方法で本協会に対して通知した場合は、当該通知の時以降、関係協会員は当該保険媒介人を第4条第1項の届出済みの者として取り扱うことができるものとする。

5 第4条第1項に基づく届出済みの保険媒介人が第5条各号の要件を充足しないこととなった場合において、当該要件を充足しないこととなった時から3ヵ月以内に、当該要件を充足せず、又は当該要件を充足した旨を本協会所定の方法で本協会に対して通知しなかった場合は、関係協会員は第9条第1項第3号に該当するものとして、速やかに第9条に基づく届出を行わなければならない。